## 国民健康保険法の改正について

国民健康保険制度は、平成30年度の改革以降、概ね順調に実施されております。引き続き、 国保財政運営の安定化などを図るため、令和3年6月に国民健康保険法が改正され、令和4年4月 以降、順次、施行される予定となっております。なお、改正の主な内容については以下のとおりで す。

- 1 子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置の導入(施行期日:令和4年4月)
  - (1) 見直しの趣旨

子育て世帯の経済的負担軽減のため、子どもの均等割保険料の5割を軽減するものです。

- (2) 軽減措置スキーム
  - ○対象は全世帯の未就学児
  - ○当該未就学児に係る均等割保険料について、その5割を軽減する。

なお、所得に応じた均等割軽減措置(7・5・2 割軽減)対象の未就学児の場合は、適用後の残りの均等割額の5割を軽減する。例えば、7割軽減対象の未就学児の場合は、残りの3割の半分を減額するので、8.5割の軽減となる。

2 「都道府県の財政安定化基金に財政調整機能を付与する」制度改正(施行期日:令和4年4月)

年度間の財政調整機能の強化という観点から、特別会計に剰余金が生じた場合に、財政安定化基金に積み立てて、医療費の上昇が見込まれる際の納付金の上昇幅を抑える、といったことができるようにするものです。県の財政安定化基金における取扱いについては、今後、市町村との協議を踏まえながら検討することとします。

3 都道府県国民健康保険運営方針の記載事項に関する改正(施行期日:令和6年4月)

都道府県国民健康保険運営方針に基づき、都道府県と市町村の役割分担の下、更なる取組を 推進するため、法定外繰入の解消や保険料水準の統一に向けた議論について、記載事項に位置 づけるものです。